

平内町消防庁舎整備基本計画

平成30年1月

平 内 町

< 目 次 >

はじめに	2 ページ
1. 現状	2 ページ
(1) 立地の状況	
(2) 施設の状況	
2. 整備の必要性	4 ページ
(1) 老朽化・耐震性の観点から	
(2) 施設の狭あい・機能不足の観点から	
(3) 利便性、社会情勢等への配慮の観点から	
3. 消防庁舎建設にあたっての基本方針	5 ページ
(1) 防災拠点施設として、耐震上及び防火上安全な建築構造を有する機能	
(2) 防災拠点施設として、各種災害に対する消防活動における初動態勢を 確立できる機能及び職員の業務と執務環境に配慮した機能	
(3) 一般行政機関として住民サービス及びニーズに対応できる機能	
4. 消防庁舎建設計画	6 ページ
(1) 消防庁舎建設予定地の選定	
(2) 消防庁舎の概要	
(3) 事業費および財源	
(4) 整備スケジュール及び予算化スケジュール	

～はじめに～

現在の消防庁舎は、昭和 43 年に建設され、約 49 年が経過しており、平成 25 年に行った耐震診断では「倒壊の危険性あり」と判定され、大規模地震等の発生時に消防救急機能が失われる可能性を有しています。また、施設の狭あい化、機能不足も深刻な問題であり、これらの問題解決が急務となっています。

このような現状を踏まえ、耐震性に優れた高機能な消防庁舎を適正な位置に建設することは、地域防災力を向上させ、「住民が安心して暮らせるまちづくり」に資するために喫緊の課題であると考え、このたび「平内町消防庁舎整備基本計画」を策定しました。

1. 現状

平内消防署は平成 25 年 3 月まで野辺地町、横浜町、六ヶ所村及び当町で構成された北部上北広域事務組合に属していましたが、消防広域化再編の検討の中で、社会的な圏域の実情を踏まえ、東青地域で構成される青森地域広域消防事務組合（現青森地域広域事務組合）へ編入することとなり、現在に至っています。

（1）立地の状況

現在の消防庁舎は、当町の中心部である小湊地区の県道小湊停車場線に面しており、当町を東西に貫く国道 4 号にもほど近く、さらに県道夏泊公園線や町道小湊外童子線などの主要道への接続性も高いため、緊急出動における交通上の条件は良好です。

また、町の中心部に位置し役場本庁舎が隣接することから、地理的な利点が大きいものの、敷地を役場と共用していることから、敷地の狭あいが大きな問題となっています。

（2）施設の状況

現在の消防庁舎については、建設から約 49 年が経過しており老朽化が著しいほか、消防救急通信指令設備の更新や消防救急車両の大型化、消防職員数の増などに起因した狭あい化も問題となっています。また、近年の災害は多岐にわたり、異常気象など頻発化していることから、消防職員は常にあらゆる災害を想定した訓練を行うことが重要であるにもかかわらず、訓練施設が無いことから苦慮している状況にあります。

【参考】平成 29 年 4 月 1 日現在の平内消防署の体制

・人員の配置

消防署長	1 名	
消防副署長	1 名	
主 幹	4 名	<係編成> 庶務 1・2 係 予防 1・2 係 消防機械 1・2 係 救急救助 1・2 係
係 長	8 名	
その他職員	20 名	
計	34 名	

・消防庁舎の状況

建築日	昭和 43 年 10 月建築
主たる構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て
延床面積 (消防占有部分)	285.35 m ²
所在地	平内町大字小湊字小湊 63 番地

・車両配備の状況

計 7 台	ポンプ車 1 台、タンク車 1 台、救急車 2 台、 指揮車 1 台、連絡車 1 台、搬送車 1 台
-------	---

2. 整備の必要性

(1) 老朽化・耐震性の観点から

現在の消防庁舎は、建設から約 49 年が経過しており、老朽化（法定耐用年数 50 年）が著しく進んでいます。

平成 25 年に町が実施した耐震診断では、「倒壊の危険性あり」と判定され、建物の機能上、耐震補強も困難といった結果が出ており、耐震補強工事による耐震性の確保は不可能な状況と判断されます。

消防庁舎は災害救助対策拠点となる施設であり、地震などの災害が発生した場合に、救助・復旧活動を迅速かつ的確に行うため、十分な耐震性能を有することが必要となります。

(2) 施設の狭あい・機能不足の観点から

平成 25 年の消防広域化再編により消防救急車両の充実と大型化が図られた一方で、車庫内の作業スペースが不足する等の影響が生じています。また、関連通信指令設備の更新や職員数の増から事務室や当直スペースの不足、庁舎内の動線の悪化なども見られ、施設全体の狭あい化が問題となっています。

敷地についても、隣接する役場本庁舎と共用していることから、緊急車両の出入り等に支障をきたす場合があるほか、出初式や観閲式などの関係式典を行う際も敷地が狭く、他の場所で行うなどしている状況にあり、十分な広さを確保しているとは言えません。

訓練施設においては、現所在地の敷地上の問題から設置されておらず、消防職員の十分な訓練環境は整っていない状況となっています。消防機関の質的充実を図るうえで、訓練施設の整備は必須の項目となります。

このように敷地・消防庁舎とも不足する設備を補いつつ、十分なスペースを確保することが必要となります。

(3) 利便性、社会情勢等への配慮の観点から

救命講習や防火管理者講習等の研修、消防団関連会議等の各種会議、防災訓練といった職員以外の方が施設を利用することにも配慮した消防庁舎建設が必要となります。

昨今の男女共同参画社会に対応するため、女性消防職員の雇用に配慮した執務環境を整える必要があります。

また、消防広域化（応援出動等）に対応するための機能も必要となります。

このように敷地、消防庁舎とも様々な問題を抱えていることから早期の問題解決が求められる一方で、その更新には多額の費用を要することから、費用の削減や財源の確保、本事業が町の財政に与える影響等、財政面についても慎重に検討しながら事業を実施することが必要となります。

3. 消防庁舎建設にあたっての基本方針

消防庁舎建設においては、少子高齢化や人口減少が進む社会情勢の中、救急を中心とした出動件数の増加や、消防団員の減少に伴う地域の消防力低下への懸念、いつ起こるとも限らない大規模災害への対応など、将来の消防署に求められるニーズや果たすべき役割、広義には“平内消防署のあり方”について十分検討を行い、地域住民を守る防災活動拠点及び災害救助対策拠点として、次の機能を備えるものとします。

(1) 防災拠点施設として、耐震上及び防火上安全な建築構造を有する機能

- ・ 震災等各種災害に対し、高いレベルの耐震性能及び耐火性能を有し、電気・ガス・水道・燃料などのライフラインの寸断に対しても消防機能を維持できる設備（自家発電設備等）を備えるものとします。

(2) 防災拠点施設として、各種災害に対する消防活動における初動態勢を確立できる機能及び職員の業務と執務環境に配慮した機能

- ・ 迅速かつ安全に出動ができる車庫とし、諸室から車庫への職員の動線にも配慮します。
- ・ 職員の火災防御、屋内侵入及び救助活動等の訓練用として、訓練施設を併設します。
- ・ 職員の休憩時の環境向上として、仮眠室は個室（2名1室）とするほか、女性消防職員の執務環境にも配慮した庁舎とします。
- ・ 広域消防力強化の観点から応援出動等の対応に配慮するほか、ドクターヘリ等の離発着可能なヘリポートを敷地内に備えるものとします。

(3) 一般行政機関として住民サービス及びニーズに対応できる機能

- ・ ユニバーサルデザインを基本とし、来庁者に配慮した親しみやすい庁舎とします。
- ・ 地域住民に対する救命講習や防火管理者講習等及び消防団関連会議等で利用可能な会議室スペースを備えるものとします。
- ・ 来庁者のために駐車場や駐輪場を整備します。
- ・ 庁舎は環境に優しく、省エネルギー設計により、低コストで維持管理できる施設とします。

4. 消防庁舎建設計画

(1) 消防庁舎建設予定地の選定

建設予定地は、平成 29 年度中に取得を予定している旧青森少年院跡地とします。当該土地は、現所在地から東へ約 1.5km の町の中心部周辺に位置し、かつ取得予定面積が約 84,939 m²と広大であることから、地理的要件と面積要件の両者を満たすものと判断し移転予定地としました。

敷地内の建設場所の候補として、国道沿い、東側町道沿い、西側町道沿い、旧青森少年院建物等立地場所付近などが考えられますが、今後さらに地質調査や排水経路調査といった各種調査等を行い、消防車両が出動する際の安全性、国道や県道などの主幹道路への接続性、地盤の強度、用地造成コスト、周辺住民へ与える影響及び旧青森少年院跡地全体の将来的な利活用等の点から総合的に判断し建設場所を決定する予定としています。

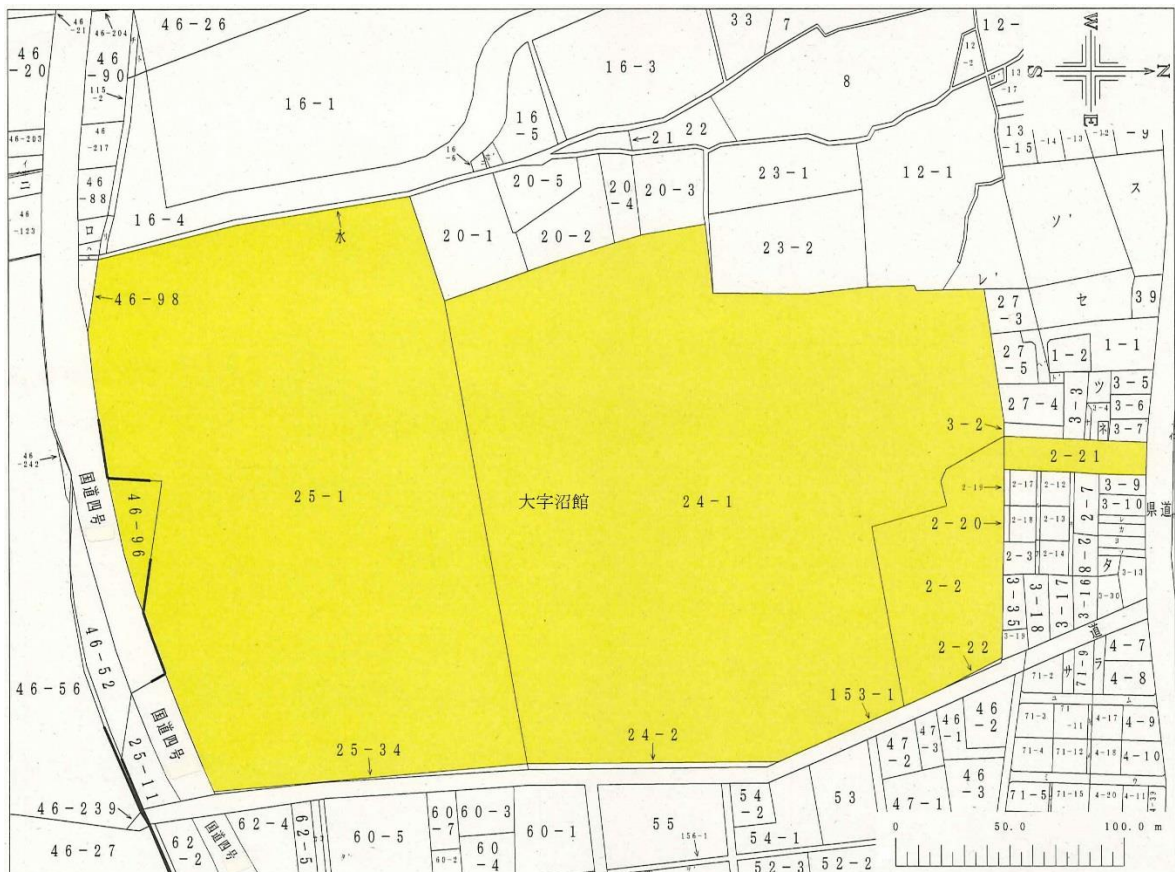


図. 取得を予定している旧青森少年院跡地周辺地籍図

(2) 消防庁舎建設計画の概要

消防庁舎の建設に当たっては、青森地域広域事務組合の警防規定等に沿う形で、大規模災害対応などを想定した適正な人員・施設規模を考え、“住民の安全・安心”を確保すること及び“消防業務の安定・継続的な運用”に資することを優先しています。

- ・ 人員の配置想定

職員数 44 名

- ・ 車両の配備想定

ポンプ車 1 台、タンク車 1 台、救急車 2 台、指揮車 1 台、連絡車 1 台、搬送車 1 台、水難資機材搬送車 1 台、水槽車 1 台の計 9 台

- ・ 想定規模

消防庁舎建物延床面積 約 1,750 m²

消防庁舎敷地面積 消防庁舎建物 1 階床面積の 4 倍程度

(ただし、ヘリポート用地は別とする)

- ・ 消防庁舎主要諸室の構成

主な構成区分	諸 室
消防署	事務室、署長室、消防団長室、会議室、書庫、車庫、出動準備室、救急消毒室兼資機材庫、各種資機材庫、防火衣洗浄シャワー室、厨房兼食堂、仮眠室、トレーニング室、洗面所、シャワー室、トイレ、その他
その他	多目的乾燥室、玄関、機械室・電気室、少量危険物保管庫、廊下・階段、その他
附属施設等	訓練施設、ホース乾燥施設、駐車・駐輪場、ヘリポート（敷地内）、その他

(3) 事業費及び財源

事業費については、今後基本設計等を通して消防庁舎の機能を具体化し、詳細に規模の算定を行っていく中で、具体的な積算を行うこととします。積算にあたっては「消防庁舎建設にあたっての基本方針」にある要件を満たし、かつ環境に配慮した経済性の高い庁舎建設を目指し、将来の町の財政運営に大きな影響を及ぼさないよう最小限のコストで整備を推進することを基本とします。

資金調達の際には、町が直接調達する方法や民間資金を活用する方法などがありますが、例えば、①町が直接建設する場合と、民間資金活用例の1つとして、②リース方式を採用する場合とを比べてみますと、①町が直接建設する場合は、建設時に多額の費用がかかりますが、資金調達で地方債（町の借金）を発行することができ、地方債の種類によっては地方財政措置を受けられる場合があります。一方、②リース方式の場合は、建設時に町が多額の資金を準備する必要はありませんが、地方債の元利償還金に代わりリース料を長期間支払うことになり、現状の制度ではリース費用に対する地方財政措置が無いことから、最終的には経費の全てを税金などの一般財源で賄う必要があります。

したがって、資金調達の際には、地方債の活用を基本とした①案を採用し、財源として地方財政措置が最も有利な緊急防災・減災事業債（充当率100%、地方財政措置70%）を活用する予定としています。ただし、緊急防災・減災事業債の活用については、現在のところ平成32年度までの期限付きである点に注意が必要となります。

(4) 整備スケジュール及び予算化スケジュール

整備のスケジュールと対応する予算の計上時期は、次のとおり予定しています。

主な事業プロセス	整備スケジュール	予算化スケジュール
基本計画策定	平成29年度	
用地取得	平成29年度	平成29年度当初予算措置済
基本地質調査等	平成29年度	平成29年度3月補正
基本設計・実施設計・実施 地質調査・用地造成	平成30年度	平成30年度当初予算
庁舎建設工事 (監理を含む)	平成31年度 ～平成32年度	平成31年度当初予算 平成32年度当初予算
外構工事・設備類移転	平成32年度	平成32年度当初予算
供用開始 (新庁舎で消防業務開始)	平成33年度	

※予算については、必要に応じて債務負担行為設定、継続費設定、事業繰越などの手続きを行います。